

令和6年度現況届について

子どものための教育・保育給付兼子育てのための施設等利用給付家庭状況届出書（現況届）

相模原市では、給付認定を受けて保育所等や幼稚園の預かり保育等を利用している方に対し、毎年、保育を必要とする事由の状況等の確認をさせていただいております。（子ども・子育て支援法第22条）

つきましては、園から配布又は郵送で送られた現況届のご案内を確認の上、「子どものための教育・保育給付兼子育てのための施設等利用給付家庭状況届出書（以下、現況届といいます。）」を、「保育を必要とする事由の証明書類」と併せてご提出ください。なお、障害者手帳等を交付されている者^{*}がいる世帯や生活保護世帯は、利用者負担額が減免される場合がありますので、記入漏れがないようご注意ください。

※次のいずれかに該当する場合、障害者手帳等を交付されている者となります。世帯内に障害者手帳等を交付されている者がいる場合は、別紙現況届の「障害者手帳等について」欄の「有」にチェックしてください。

- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている場合
- ・特別児童扶養手当の支給対象児
- ・障害基礎年金等を受給している場合

- ・ **対象** 保育所等施設を利用している児童のいる世帯
無償化の対象として認定を受けている児童のいる世帯
- ・ **提出方法** ○保育所等から現況届の配布を受けた方
施設名と児童氏名を記入した専用封筒に入れて利用中の保育所等施設に提出してください。
提出期間：令和6年6月26日（水）～6月28日（金）
○郵送で現況届が届いた方
同封の返信用封筒に切手を貼り、各保育所等を管轄している子育て支援センターへご返送ください。
提出期限 令和6年6月28日（金）
- ・ **提出書類** ○現況届・・・1世帯につき1枚
○保育を必要とする事由の証明書類（裏面参照）
- ・ **注意事項**
 - （1）就労証明書などの「保育を必要とする事由の証明書類」が期日までに準備できない場合は、現況届とすでに揃っている書類を提出期間内にご提出いただき、不足書類については、「不足書類 後日送付票」と併せて、7月8日（月）までに、各保育所等施設を管轄している子育て支援センターにご郵送ください。
 - （2）保育を必要とする事由や家庭の状況等の確認のため、各子育て支援センターから連絡する場合があります。
 - （3）現況届の未提出や記載内容が事実と異なる場合は、利用施設を退所していただく場合があります。

※裏面もご覧ください。

----- <切り取り線> -----

不足書類 後日送付票

※不足書類の提出にあたっては、この送付票を同封のうえ、7月8日までに裏面の担当課へご郵送ください。

利用施設名			
保護者氏名		電話番号	
児童氏名			

・保育を必要とする事由の証明書類

保育を必要とする事由	証明書類
就労している方	父母それぞれの就労証明書（指定様式） ※産休・育休中の方は休業等証明欄も記入 ※自営業の場合は、事業主が証明
就学している方	在学証明書およびカリキュラム等の写し
疾病・障害の方	診断書（保育できない状態である旨等の記載が必要）または障害者手帳等の写し
親族等を介護・看護している方	要介護者の診断書（常時介護を必要とする旨等の記載が必要）、障害者手帳等または介護保険被保険者証の写しおよび介護等スケジュール（任意様式）
その他の理由	各子育て支援センターにお問い合わせください

※上記事由に該当する方が妊娠中の場合、母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が分かるページ）を併せてご提出ください。

※出産前後の期間（5か月間）のみ保育所等施設を利用している場合は、証明書類の添付は不要です。

※求職中の場合、証明書類の添付は不要です。

※「就労証明書」は、相模原市ホームページからダウンロードも可能です。（ページ番号 1014960）

トップページ > 子育て・健康・福祉 > 子育て・教育 > 子育て > 子育てに関する情報 > 保育園・認定こども園 > 認可保育所等の利用申込み等について◆就労証明書について

令和6年4月1日以降に、各子育て支援センターに上記の書類を提出している方で、その内容に変更がない場合は、証明書類の再提出の必要はありません。現況届の備考欄にその旨を記入し、ご提出ください。

きょうだい児等について、今後、保育所等施設の新規利用を希望している場合は、別に利用申込みが必要です。令和7年度の保育所等施設の利用申込みは、10月中旬以降のご案内となる予定です。

以上

お問い合わせ、不足書類の送付は各子育て支援センターへ

- 緑子育て支援センター 〒252-5177 緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 3階 電話 042(775)8813
- 同 城山担当 〒252-5192 緑区久保沢 1-3-1 城山総合事務所 1階 電話 042(783)8060
- 同 津久井担当 〒252-5172 緑区中野 613-2 津久井保健センター 1階 電話 042(780)1420
- 同 相模湖担当 〒252-5162 緑区与瀬 896 相模湖総合事務所 2階 電話 042(684)3737
- 同 藤野担当 〒252-5152 緑区小淵 2000 藤野総合事務所 2階 電話 042(687)5515
- 中央子育て支援センター 〒252-5277 中央区中央 2-11-15 ウェルネスがみはら 1階 電話 042(769)9267
- 南子育て支援センター 〒252-0303 南区相模大野 6-22-1 南保健福祉センター 3階 電話 042(701)7723

----- <切り取り線> -----

※送付する不足書類にチェックしてください。

- 就労（内定）証明書 (該当者) □父 □母 □その他 []
- 診断書 (該当者) □父 □母 □その他 []
- 障害者手帳等、介護保険被保険者証の写し (該当者) □父 □母 □その他 []
- 母子健康手帳の写し (該当者) □母 □その他 []
- その他 [] (該当者) □父 □母 □その他 []